

運輸安全マネジメントに関する取り組み

当社は、輸送の安全を確保するため運輸安全マネジメントを構築し実践しております

1.基本方針

最大の責務である「輸送の安全の確保」のために全員が一丸となって
安全・快適な輸送サービスの提供に取り組んでまいります。

- (1)安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、
社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす
- (2)輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する
- (3)安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する
- (4)輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する

2.輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

令和7年度 安全目標	達成状況
(1) 有責重大事故 ゼロ	令和6年度発生件数 なし
(2) 飲酒・酒気帯び運転 ゼロ	令和6年度発生件数 なし
(3) 車内乗客負傷事故 ゼロ	令和6年度発生件数 なし

令和7年度輸送の安全に対する計画

後退時の確認不足による事故前年度比100%減	
令和6年度	0件
↓	
令和7年度	0件以下

(4)事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条

第1項～第15項に該当する事故は0件でした

(5)行政処分後の改善状況等

令和6年度に行政処分はありませんでした

5.安全管理規定

別紙「安全管理規定」をご参照ください。

6.輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする処置

輸送の安全のために講じた措置(令和6年度)

(1)安全教育の実施

勉強会にて運転安全規範・運転士安全心得資料を基に再確認し

安全最優先・法令厳守の徹底の勉強を行いました。

(2)安全教育・安全設備の充実

ドライブレコーダーの映像データを収集して実際の映像による事故防止教育と
危険予知トレーニングDVDによる予測訓練を行っております。

又、新しい車両のPCS(歩行者検知機能付追突回避支援装置)・EDSS
(ドライバー異常時対応システム)・追突被害軽減ブレーキ装置付き車両の
講習を行いました。

(3)冬季前にチェーン装着の再教育を行いました。

(4)飲酒運転防止インストラクターによる研修を乗務員教育指導にて行いました。

(5)ドライバー安全教育システム(グッドラーニング)導入

輸送の安全のために講じようとする措置及び予算(令和7年度予算)

(1)安全最優先・法令厳守の徹底

毎年、輸送の安全に対する計画がゼロを達成した場合に

目標変更するか変更しないか従業員と社長で意見交換し決定

(2)安全教育・安全設備の充実(1,000,000円)

運転手教育・ドライブレコーダー・ヒヤリハット・危険予測等によるシステム教育

(3)飲酒運転防止インストラクターによる教育研修(10,000円)

(4)冬季前にチェーン装着・エンジン点検の教育実習

(5)国土交通省認定のガイドライン・内部監査・リスク管理の受講(10,000円)

(6)優良ドライバーに対する表彰(20,000円)

7.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和7年度乗務員教育指導年間計画書

4月 バスを運行する心構え

①バス事業の重要な役割 ②顧客満足度を上げるマナー ③バスによる交通事故発生状況

5月 バスの運行の安全、乗客安全を確保するために遵守すべきこと

①バス運行に係る法令 ②日常点検

安全に対する指導

ヒヤリハット講習

危険予測講座(交差点先の状況)・ドライバー心臓疾患、大血管疾患対策

6月 バスの構造上の特性

ドライブレコーダー教育

①ディーゼルエンジンの特徴 ②バスの特性に合わせた運転 ③バスの死角

7月 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項

①安全な運転操作 ②事故発生時の対応方法

8月 乗客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項

①社内事故の防止 ②高齢者転倒の危険性 ③乗降時の安全の確保

事故防止委員会による話し合い

9月 運行路線・経路における道路及び交通の状況

①適切な運行経路の選択の必要性 ②経路情報の事前把握 ③ヒヤリハット情報の共有

ドライブレコーダー教育 ・社長を交えて意見交換

10月 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

①危険予測運転の基本 ②相手の特性を知る ③指差呼称と呼称運転

11月 運転者の運転適性に応じた安全運転

①適性診断のねらい ②適性診断のテスト内容 ③適性診断結果の活用方法

12月 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法

①過労状態の常態化 ②改善基準告示 ③飲酒運転の実態

労基法・改善基準告示の教育

安全に対する指導

飲酒運転防止のための留意点・日常点検・チェーン装着の実演講習

ドライブレコーダー教育 ・ 事故防止委員会による話し合い

1月 健康管理の重要性

①バスドライバーの健康問題 ②健康起因事故

2月 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法

①運転支援装置の過信は禁物 ②運転支援装置の誤った使い方 ③道路の交通事故対策

3月 事故や災害等への遭遇を想定した訓練

(非常口・消火器・非常用備品の取扱い)

ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有

①Case1「動静不注視」 ②Case2「先急ぎ」 ③Case3「漫然運転」

特別指導教育記録（初任運転者）

教育実施日	2024年 10月 22日（火） ～ 2024年 10月 30日（水）		
営業所	本社	被教育者名	

指導内容	① 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バス等の運転者にとっては、車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。この場合において、貸切バスの運転者にとっては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて指導する。	日付	時間	指導者
		2024/10/22	10:00～11:30	
指導内容	② 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等（貸切バスの運転者にとっては、運行指示書の遵守を含む。）を理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。	2024/10/30 8:30～16:00 グッドラーニング（初任運転者教育講習） 修了証別紙参照		
	③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。			
	④ 危険の予測及び回避 道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。また、貸切バスの運転者にとっては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。			
	⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。			
	⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 貸切バスの運転者にとっては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダーの記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要に応じて是正のために必要な指導を行う。	2024/10/30	16:00～17:00	
指導者からの意見	車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解しようと自分なりにまとめるなど工夫が見れた。 当社規定・バス・日報・点検・設備等の取り組みも前向きに取り組む姿勢が見えた。			
本人の意見	お客様の命を預かる仕事のため日常点検においては念入りに確認したい。 乗客に対してはシートベルトの着用を徹底するよう声掛けしたい。 また運行中は「かもしれない運転」を心掛け危険を回避する。 これまで普通車しか運転していないため車両の大きさを理解して運転していきたい。			

特別指導教育記録（初任運転者） 実技

教育実施日	2024年 10月 22日（火） ～ 2024年 10月 29日（火）
-------	-------------------------------------

営業所	本社	被教育者名	XXXXXXXXXX
-----	----	-------	------------

指導内容	安全運転の実技 実際に運行する可能性のある経路（高速道路、坂道、隘道、市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等（貸切バスの運転者にあつては、添乗）により指導する。	バス種類	日付	時間	指導者
行き先	本社ーしおさい公園ー本社ー長浜ークラフトの里ー本社（一般道）	小型	2024/10/22	3時間	XXXXXXXXXX
	本社ー長浜ー八幡浜みなとーとんぶり館ー道の駅ひじかわークラフトの里ー本社（一般道）	小型	2024/10/24	3時間50分	XXXXXXXXXX
	本社ー長浜ー三嶋港ー道の駅みなとーとんぶり館ークラフトの里ー本社（一般道）	小型	2024/10/26	4時間30分	XXXXXXXXXX
	本社ー糸山公園ー西城運動公園ー別子銅山記念館ー愛媛県総合科学博物館ー本社（一般道）	小型	2024/10/28	4時間30分	XXXXXXXXXX
	本社ー伊予ICー石鎚SAー吉野川SAー津田の松原SAー豊浜SAー石鎚SAー本社（高速道路）	小型	2024/10/29	5時間20分	XXXXXXXXXX
指導者からの意見	・狭いところでの右左折は一時停止してミラーを確認しながら回れる速度で運転してください。 バックする時もゆっくりと確認できる速度で軌道もよく考え慌てずに行ってください。 以上の事を特に気を付けて安全運転に心掛けてください。				
本人の意見	交差点への進入速度が速く安全に右左折できない時があつたため注意したい。 他車が譲ってくれた際に焦りが生じることがあり落ち着いた運転を心掛けたい。 また停止線を越えないよう排気ブレーキ、エンジンブレーキを上手に使い、安全に停止したい。				

特別指導教育記録（初任運転者） 実技

教育実施日	2024年 12月 3日（火） ～ 2024年 12月 29日（日）
-------	------------------------------------

営業所	本社	被教育者名	XXXXXXXXXX
-----	----	-------	------------

指導内容		バス種類	日付	時間	指導者
⑦ 安全運転の実技 実際に運行する可能性のある経路（高速道路、坂道、隘道、市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等（貸切バスの運転者にあつては、添乗）により指導する。					
行き先	本社－伊予港－本社－長浜－クラフトの里－本社（一般道）	大型	2024/12/3	3時間20分	XXXXXXXXXX
	本社－道の駅ふたみ－長浜－クラフトの里－本社－道の駅天空の郷さんさん－本社（一般道）	大型	2024/12/4	3時間50分	XXXXXXXXXX
	本社－クラフトの里－道の駅みま－道の駅きさいや広場－道の駅清流の里ひじかわ－本社（一般道・高速道路）	大型	2024/12/6	4時間10分	XXXXXXXXXX
	本社－石手川ダム－道の駅さいさいきて屋－本社（一般道・高速道路）	大型	2024/12/29	3時間	XXXXXXXXXX
	本社－呑湯の守－本社－レインボーハイランド－月心新川（一般道）	大型	2024/12/20	3時間20分	XXXXXXXXXX
	本社－伊予IC－石鎚SA－吉野川SA－津田の松原SA－豊浜SA－石鎚SA－本社（高速道路）	大型	2024/12/29	5時間30分	XXXXXXXXXX
指導者からの意見	- カーブ手前で十分な減速、下り坂では一速低いギヤでエンジンプレーキと排気ブレーキを使い運転してください。 - 狭いところでの離合は一時停止してゆっくりミラーを確認しながら運転してください。 - バックする時もゆっくりと確認できる速度で軌道もよく考え慌てずに行ってください。 - 以上の事を特に気を付けて安全運転に心掛けてください。				
本人の意見	- 特に山間部においてカーブ手間での減速が遅れ、カーブに入ってからブレーキを踏むことがあるため速度に注意したい。 - 交差点等の右左折時ににおける振り出し確認を見落とさないように速度を落とす。 - 駐車場にバックで入れる際、十分な安全確認をした上で、スムーズに駐車できるようにしたい。 - 高速道路ではアップダウンに関係なく一定速度で走行できる技術を身に付けたい。 - 左端に寄りすぎない、走行車線に応じた運転を意識したい。				

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき 講じた措置及び
講じようとする措置

・安全総括責任者がリーダーとなり、安全マネジメント実施状況を点検する為
内部監査を少なくとも年に1回は行い、改善すべき事項を指摘しながらアドバイスを
行い、輸送の安全確保の為に必要な方策を検討し、重要と認められれば速やかに
業務の改善を行うようにしております。

9. 安全統括管理者

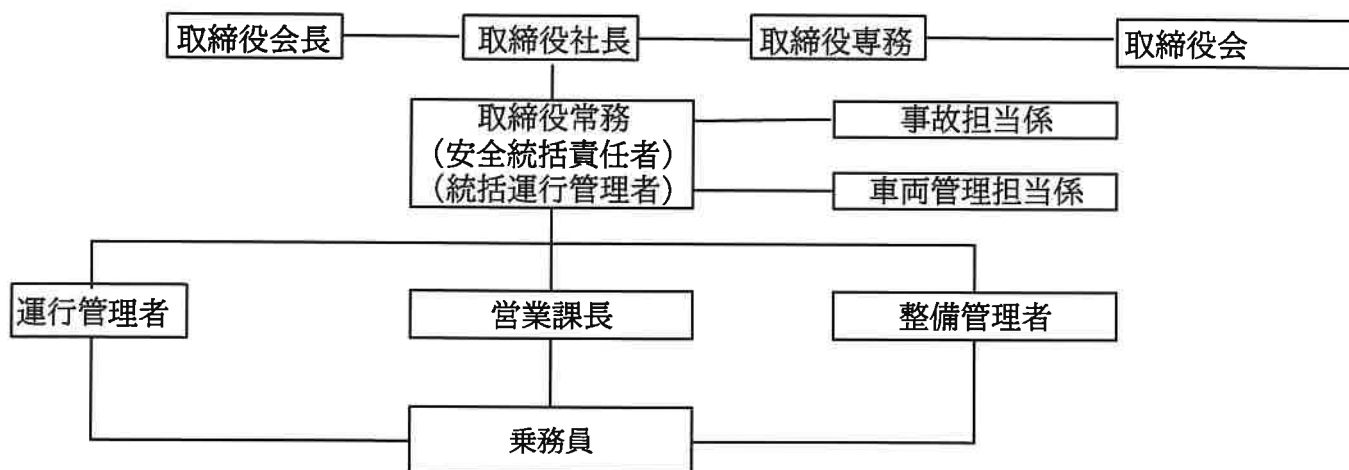
安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件をみたしており
四国運輸支局への届け出を行っております。(平成25年10月届出)

株式会社 十 季 安全統括管理者
氏名： 中 川 文 生

10. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

平成25年10月に「安全管理規定」を策定し、社長をトップとした輸送の安全に
関する伝達体制を構築し運用しております。

(1) 組織図



(2) 各管理者の役割

取締役社長	輸送の安全に関する最終的な責任を負う
取締役常務	安全統括責任者・統括運行管理者として運送の安全に関する業務を統括及び指導監督を行う